資料１

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　事業者登録規程

平成８年１２月１６日　制定・施行
平成１３年７月２日　改正・施行
平成１７年７月１日　改正・施行
平成１８年７月３日　改正・施行
平成１９年７月２日　改正・施行
平成２０年７月１日　改正・施行
平成２１年７月１日　改正・施行
平成２２年７月１日　改正・施行
平成２３年７月１日　改正・施行
平成２４年７月１日　改正・施行
平成２４年１２月２６日　改正・施行
平成２５年７月１日　改正・施行
平成２６年４月　１日　改正・施行

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」又は「協会」という。）が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成七年六月十六日法律第百十二号（以下「法」という。））に基づき委託する分別基準適合物の再生処理の入札に参加する再生処理事業者として登録申請を希望される事業者の方には、以下の条件が適用されます。

１　法第三十七条第二項の政令で定める以下の基準（平成七年十二月十四日政令第四百十一号（以下「施行令」という。）第九条）に適合していること。

一　法第二十一条第一項に規定する指定法人の委託を受けて法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二　受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七

号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ　法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト　法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

（１）本店または支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（２）(1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ　個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

三　受託者が自ら法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者であること。

２　建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条及び第五十一条、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)並びにその他の関係法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

３　事業者に次の各号の一に該当することが生じたとき又は該当することが判明したとき、当該事業者は該当することが生じた日又は判明した日が属する年度及び次年度以降の協会が指定した特定期間において、原則として、再生処理事業者としての登録を行えないこと。

一　施行令第九条第二号ハに規定する法律に違反し、30 日以上の期間の事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用停止の行政処分を受けたとき。

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下

この号、次号及び第五号において同じ）又は役員であった者が当該事業者に在職中になした行為において施行令第九条第二号ハに規定する法律の違反又は禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起されたとき。

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という）、又は反社会的勢力等でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配するとき又は役員として実質的に経営に関与するとき。

四　法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき。

五　事業者又はその役員若しくは役員であった者が法又は施行令第九条第二号ハに規定する法律若しくはこれらの法律に基づく行政処分に違反した者であるとき又は当該違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を助けた者であるとき。

六　入札に際し談合又は不当な連合を行う等、入札に関し協会による公正な執行を妨げたとき。

七　事業者が、法に基づき協会が締結した再商品化を委託する再商品化実施契約（以下「実施契約」という。）の現に契約事業者である場合又は過去五年以内に終了する事業年度のいずれかにおいて契約事業者であった場合で、実施契約の履行にあたり次の事項のいずれかに該当するとき。ただし、実施契約の履行に関して協会が定める再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程（以下「措置規程」という。）に基づき下記事項に起因して登録停止措置を既に受け、その停止期間を経過したときは、当該措置が適用された事項についてはこの限りではない。

イ　協会の承諾なく市町村に対し分別基準適合物の引取拒否の意思表示を直接行ったとき

ロ　登録施設以外で再生処理を行ったとき又は実施契約に基づき認められた事業者以外の者と再商品化業務を共同で実施したとき

ハ　再委託又は商法第十四条に規定する名板貸しをしたとき

ニ　実施契約に基づき定められた再商品化率又は再商品化製品品質基準に恒常的に未達成のとき

ホ　協会に対する再商品化に関する報告において虚偽又は不正をなしたとき

ヘ　協会による現地検査又は訪問調査の執行を拒否し、妨害し又は忌避したとき

ト　再商品化を行うことなく分別基準適合物を処分したとき

チ　残さを不適正処理したとき

リ　運搬事業者が事業者登録規程第１項若しくは第２項に違反すること又は事業者登録規程第３項第一号乃至第四号に該当することに関与し又は該当することを黙認し又は該当することを知りながら協会に報告しなかったとき

ヌ　再商品化製品の利用事業者における再商品化製品の不適正利用に関与し又は不適正利用を黙認し又は不適正利用を知りながら協会に報告しなかったとき

ル　実施契約に定める記録を行っていなかったとき

オ　措置規程に基づく契約解除（一部解除を含む）を伴う措置を適用されたとき又は業務改善指示に従わなかったとき

ワ　その他、実施契約の違反となる行為に該当するとき

八　前号において、契約事業者又は契約事業者であった者による実施契約の違反行為を要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を助けた者であるとき。ただし、当該行為をしたときから五事業年度を経過しているときはこの限りではない。

九　事業者登録申請に関して協会に提出した書類や報告事項において虚偽の記載又は報告をしたとき。

十　協会による落札結果通知後に実施契約を締結しなかったとき。ただし、協会が認める合理的理由があるときはこの限りではない。

十一　各都道府県で施行されている暴力団排除条例の禁止規定に違反したとき。

４　事業者登録申請の内容は、事業者において登録申請内容が正確かつ真実であることを自らの責任において表明し保証するものであり、協会が登録申請書を受理したこと又は事業者の申請に基づく事業者登録がなされたことによって、不正確又は真実でない申請内容について協会が承認又は認定したとみなされるものではないこと。

５　事業者登録は協会が官報に公示する条件にしたがい各事業年度毎に行なわれ、対象とする当該事業年度において有効であり、前事業年度又は過年度に登録した事業者においても事業年度ごとに改めて登録が必要であること。

６　事業者登録後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者は事業者登録資格を失い、その結果、入札資格を喪失すること。

７　入札後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者の事業者登録資格は遡及的に喪失することになるため、実施済みの入札は無効となること。実施契約締結後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者について契約無効又は契約解除の事由となること。

８　この事業者登録規程の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」（平成２１年３月２４日制定）の定めるところに拠る。

付則

この改正規程は、平成２６年４月１日から施行する。

事業者登録規程に関する運用基準

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
制定・施行　平成２４年７月１日
改正　平成２５年７月１日

この事業者登録規程に関する運用基準（以下「運用基準」という。）は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づき公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が制定した事業者登録規程第１項第二号ホに定める「不正又は不誠実な行為をするおそれがある者」に関する規定について、その解釈・運用における基本的考え方を示し、公正、妥当な個別的判断を整合して行うことを目的とするものである。

１　行政処分の指針を参考とすること

事業者登録規程第１項第二号ホの「法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に関する規定の解釈・運用においては、環境省が各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関して発出した「行政処分の指針について（通知）」（平成２５年3月２９日付け環廃産発第１３０３２９９号。以下「行政処分の指針」という。）を基本的考え方の参考とする。

２　不正又は不誠実な行為をするおそれがある者について

次のいずれかに該当するときは、事業者登録規程第１項第二号ホの「法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者とみなす。

一　行政処分の指針（第２　産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し　２　要件（４）③）を準用し、行政処分の指針において「その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」として例示されている場合に該当するとき

二　法に基づき協会との間で締結した再商品化に関する再商品化実施契約（以下「実施契約」という。）の現に契約事業者である場合又は過去において契約事業者であった場合で、当該法人が次のいずれかに該当するとき

イ　法又は事業者登録規程第１項第二号ハに規定する法令違反により、当該法人又はその役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）、当該法人の５％以上の株主若しくは出資者、又は当該法人の使用人（本店若しくは支店又は廃棄物の運搬、処理若しくは再生に係る契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者）（以下、役員又は使用人について、下記ロにおいても同様。）について公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けているとき。

ロ　実施契約の履行に関して協会が定める再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程（以下「措置規程」という。）に定める不適正行為により実施契約の全部解

除又は事業者登録停止の措置の適用を受けた年度の末日から三年を経過していない場合又は事業者登録停止期間を経過していない場合に、当該不適正行為を行った時にその役員、使用人又は不適正行為に関して情状が特に重いと考えられるその他の使用人(上記イに規定される使用人以外の該当者)に該当する者であった者を含むとき

三　上記の各条項は、過去において実施契約の契約事業者でなかった事業者が事業者登録申請をなした場合において準用し、上記の各条項のいずれかに規定される者が登録申請事業者の役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)、当該法人の５％以上の株主若しくは出資者、又は当該法人の使用人（本店若しくは支店又は廃棄物の運搬、処理若しくは再生に係る契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者）に含まれるとき

四　措置規程に定める不適正行為により実施契約の全部解除又は事業者登録停止の措置の適用を受けた年度の末日から三年未経過又は事業者登録停止期間未経過の実施契約事業者の管理者(上記第２項第二号イ又は第２項第三号で定義される役員又は使用人に該当しないその他の者で、かつ当該事業者の工場長、部・課長など業務執行上の管理者又はこれらに準ずる者)であった者（以下この号において「実施契約事業者の管理者」という。）が、登録申請事業者の管理者(工場長、部・課長など業務執行上の管理者又はこれらに準ずる者)に複数含まれるとき、又は実施契約事業者の管理者が登録申請事業者の役員又は使用人(上記第２項第二号イ又は第２項第三号で定義される役員又は使用人）若しくは当該法人の５％以上の株主、出資者に含まれるとき

３　適用

この運用基準は、法に基づき協会が実施する平成２６年度事業者登録の審査から適用する。

参考資料１

紙製容器包装再商品化実施契約書（見本）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「甲」という。）並びに紙製容器包装再生処理事業者○○○及び別紙１乃至３に示す事業者（以下これらの事業者を総称して「乙」という。）並びに本契約で定義する乙との緊密な関係を有する別紙５示す特定再商品化製品利用事業者（以下「丙」という。なお、丙に該当する特定再商品化製品利用事業者が不在の場合には、別紙５は添付しない）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第１１２号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定される紙製容器包装に係る分別基準適合物（以下「紙製容器包装」という。）の再商品化に関して、以下のとおり紙製容器包装再商品化実施契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約当事者）

第１条　本契約は、以下の指定法人及び個人又は法人を当事者とする。

甲：容器包装リサイクル法に基づき再商品化業務を行う指定法人として指定された公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。

乙：第３条に基づき紙製容器包装の再生処理業務及び引取業務（引取作業と再生処理施設までの運搬業務をいう）又は再生処理施設間の運搬又は再商品化の行為として再商品化製品利用事業者まで運搬業務を受託する事業者。ジョイントグループを構成し当該事業者の総称として使用する。

丙：乙から引き渡された再商品化製品を使用又は利用する再商品化製品利用事業者で、第２０条で定義する乙との緊密な関係を有する者。本契約において「特定再商品化製品利用事業者」と称する。

（ジョイントグループ）

第２条　乙が複数の事業者で本契約に基づき再生処理業務及び運搬業務を受託するときは、事業者はジョイントグループを形成する。

２　本契約において、ジョイントグループの個々の事業者を指すときは「構成員」という。

（業務委託）

第３条　甲は、容器包装リサイクル法に基づき、甲の指定する市町村（市町村には一部事務組合、広域連合及び代表市町村を含む。以下「市町村」という。）の保管施設（別紙４の中に示すものをいい、以下「市町村保管施設」という。）に保管される紙製容器包装の予定委託数量の合計量の再生処理業務及び引取業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙の構成員は、別紙１の中で示す再生処理工程及び構成員間において別途締結されたジョイントグループ協定書に規定する業務の分担（以下、総称して「分担業務」という。）にしたがい、甲から委託された業務を実施する。

（法令等の遵守）

第４条　乙の構成員は、前条により受託した分担業務（以下「受託業務」という。）を本契約並びに再生処理事業者登録の申請に関する書面、入札の注意事項等入札説明会配布資料、再商品化事業者説明会資料及び本契約に関して別途甲が書面で提示するその他の基準（以下これらの書面において示される条件又は基準を「再商品化に係る実施基準」と総称する。）並びに容器包装リサイクル法及び容器包装リサイクル法施行令（平成７年政令第４１１号）に登載される「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の環境に関する法令及び受託業務の実施において遵守すべきその他の法令並びにこれらに関する政令、省令、告示、規則及び条例等（以下これらを総称して「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

２　前項の規定による再商品化に係る実施基準は、乙を構成する構成員における本契約に関して適用され若しくは履行されるべき条件、基準又は細則について定めたものであり、構成員は、これを関係法令及び本契約と同等に誠実に遵守しなければならない。

（再委託の禁止及び連帯責任）

第５条　乙の構成員は、受託業務をそれぞれ自ら行うものとし、これを他の構成員又は第三者に再委託又は名板貸（商法（明治３２年法律第４８号）第１４条に規定するものをいう）をしてはならない。

２　構成員は、分担業務について連帯して責任を負うものとする。

（乙の代表事業者）

第６条　○○○を乙が構成するジョイントグループの代表事業者とし、以下「代表事業者」という。

２　代表事業者は、本契約の実施のすべての事項につき、乙の窓口として甲と折衝する。

３　甲から乙への書類は原則として代表事業者に対して提出され、乙から甲への書類は日報、月報、説明会参加申込書等甲が指定するものを除き原則として代表事業者からジョイントグループ名義で提出されるものとする。

（協定書の提出）

第７条　代表事業者は、各構成員の権利義務関係等を定め構成員間において締結されたジョイントグループ協定書の写しを甲に提出する。（ジョイントグループを構成する事業者が単数の場合は、本条は適用しない。）

（契約期間）

第８条　本契約の期間は、平成２８年４月１日から、平成２９年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙が平成２９年３月３１日までに市町村保管施設から引き取った紙製容器包装について、乙はその全量について遅くとも平成２９年６月３０日までに再商品化及び再商品化後の販売を完了しなければならず、当該再商品化及び販売が完了するまでの間は本契約の規定がその効力を有する。

３　前二項にかかわらず、第２２条の未処理在庫品の扱いに関する規定についてはその処置又は乙による費用負担若しくは終了報告が完了するまで、第３２条の秘密保持に関する規定については情報

又は知識が公知となるまで、第３４条の落札結果等の公表に関する規定については公表後相当の期間、第３３条の個人情報の保護及び第３８条の合意管轄裁判所に関する規定については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

（予定委託数量）

第９条　本契約における予定委託数量は、別紙４に示される市町村保管施設別の予定委託数量の合計量とする。

２　予定委託数量は、市町村からの予測に基づく数量であり、その増減に関して甲は別紙４に示す数量を保証しない。

（委託単価）

第１０条　本契約における委託単価（運搬費用含む）は、別紙４に示すとおりとする。
なお、この委託単価には消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）は含まれないものとする。

２　委託数量が予定委託数量に対して変動しても、委託単価（消費税等は含まれない）は変更しないものとする。

（引取業務）

第１１条　乙は、市町村保管施設における紙製容器包装の引取作業及び第１３条に定める再生処理施設までの運搬業務（当該引取作業及び運搬業務を併せて、本契約において、「引取業務」という。）を行う。乙は、引取業務の実施日時等の連絡事項及びその方法について、市町村保管施設を管轄する市町村と事前に協議し、当該市町村から連絡を受けた後、再商品化に係る実施基準に定める要領にしたがい、速やかに引取業務を実施するものとする。

２　乙が市町村保管施設から行う引き取り単位は、原則として１０トン車１台程度とする。ただし、乙は、市町村の年間の分別収集量が１０トン車１台程度に満たない場合においても、年間最低１回の引き取りを行う。

３　乙は、市町村と事前に協議した方法に則り、引き取り数量を検量し、その検量票を保存する。

４　乙は、引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、遅滞なくその理由を添えて甲及び市町村に連絡する。

５　乙は、別紙４に示す委託数量の引き取りについて、市町村に直接その数量変更、中断、中途辞退又は解除を通知或いは申し出してはならない。

６　乙は、紙製容器包装の引取業務及び保管をジョイントグループ外の他の事業者と共同して行なってはならない。

（所有権及び管理義務等）

第１２条　紙製容器包装に対する所有権及び管理義務は、乙が紙製容器包装を市町村保管施設から引き取った時に甲から乙に移転する。

２　乙は、紙製容器包装を善良なる管理者の注意をもって引き取り、運搬、保管する。

３　乙は、紙製容器包装を本契約の実施以外の目的に使用又は処分若しくは担保への提供をしてはな

らない。

４　平成２９年６月３０日までに、再商品化又は再商品化後の販売が完了しない紙製容器包装及びその仕掛品については、甲が当該未処理在庫品の処置を決定するまでは、本契約の規定を適用する。

（再生処理業務）

第１３条　乙は、市町村保管施設毎に定められた再生処理施設（本契約において「再生処理施設」という。）において、本契約に基づき市町村から引き取った紙製容器包装の全量について容器包装リサイクル法に基づく再商品化（本契約において「再生処理」又は「再生処理業務」という。）を実施しなければならない。

２　乙は、関係法令及び再商品化に係る実施基準に基づき、再生処理施設を適正に維持管理し、再生処理業務を適正に管理履行し、再商品化業務に関して合理的に必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、他の再生処理事業者と同一の事業場若しくは工場内又は敷地内で再生処理業務を行なってはならない。

４　乙は、紙製容器包装の再商品化を行なわず転売、譲渡又は担保に供する等のその他の処分をしてはならない。

５　乙は、紙製容器包装又はその再商品化製品を放置、投棄又は焼却してはならない。これらの予備又は未遂は、本契約の違反に相当するものとみなす。

６　乙は、再生処理施設又はその他の装置の故障等により、連続して２週間を超える期間操業ができないと思われる場合、遅滞なく甲に通知しその指示にしたがうものとする。

７　乙は、再生処理施設の移設、改造若しくは変更又は再生処理施設に関する許可内容に変更があるときは、事前に甲に通知するとともに、関係法令に基づく適切な手続を遅滞なくとらなければならない。再生処理業務に関連する危険物若しくは可燃物の貯蔵・取扱い等に関する官公署への届出内容に変更があるときも同様とする。

８　乙は、再生処理業務の実施に関し、帳簿を備え、再商品化に係る実施基準にしたがい実測に基づく記録を事業場ごとに実施日に記載し、月次にまとめて１年ごとに閉鎖し、閉鎖後５年間（第８条第２項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合、第１９条第２項の規定による期間において再商品化製品利用製品が販売された場合、又は第２２条第５項の規定により乙において未処理在庫品の処置がなされた場合にあっては、当該期間の経過時又は処置の終了時の属する年度の終了後それぞれ５年間）保管する。

（分別収集品の品質改善）

第１４条　市町村より引き取った紙製容器包装の品質が、甲が定める「平成２８年度引き取り品質ガイドライン」の基準より劣るときは、乙は、その旨を甲及び市町村に報告し、甲の指示にしたがい、当該市町村に対し分別収集品の品質の改善を要求するものとする。

２　前項の改善要求にかかわらず、市町村が分別収集品の品質を改善しないときは、乙はその旨を甲に通知するものとし、乙は甲の承諾を得ないで当該市町村に対して引き取りの中断又は拒否の意思表示をしてはならない。

（安全衛生管理責任）

第１５条　乙は、受託業務及び再生処理業務において、関係法令及び再商品化に係る実施基準を遵守して万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、安全衛生上又は生活環境保全上の事故及び支障の発生を未然に防止しなければならない。受託業務以外についても同様に関係法令を遵守して、安全衛生の確保と生活環境の保全を図るものとする。

２　乙は、受託業務について安全衛生上又は生活環境保全上の事故や労働災害が発生した場合には、関係法令に則り、所轄の労働基準監督署等に適正に届け出を行うとともに、事故の概要と対応状況について甲に書面により直ちに報告しなければならない。

３　乙は、市町村保管施設に立ち入り又は作業を行う場合には、関係法令を遵守することはもとより、市町村の諸規則及び指示にしたがい、作業（市町村から運搬用機材を借り受けて積み込みする作業を含む）の際の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施する。

４　乙は、市町村保管施設からの引き取りに係る事故の対処については、市町村と誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

５　乙は、受託業務及び再生処理業務の実施中に発生した事故について、その一切の責任を負う。乙は、受託業務及び再生処理業務に関して健康障害若しくは安全衛生上の事故が発生したとき、又は再生処理施設において紙製容器包装の再生処理又は保管に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を所轄の官公署及び甲に届け出なければならない。

（再商品化製品の品質保持）

第１６条　乙は、再生処理に際し、再商品化製品の品質改善に努めるとともに、甲及び再商品化製品利用事業者の定める品質基準に適合するよう再生処理を行う。

２　乙は、再商品化製品の瑕疵に起因して、甲若しくは丙又は第三者に損害が発生した場合には、その損害の責任を負う。

（残さ処理）

第１７条　乙は、再生処理に伴い発生した残さを、関係法令、再商品化に係る実施基準及び甲が別途指示する方法に則り自らの責任において適切に処理する。

２　乙は、甲が要求したときは遅滞なく産業廃棄物処理に関するマニフェストの写し等、甲の求める関連書類を提出する。

（再商品化製品の販売）

第１８条　本契約において「再商品化製品」とは、本契約にしたがい容器包装リサイクル法第２条に定義される「再商品化」の行為がなされたものをいう。

２　乙は、市町村から引き取った紙製容器包装の全量について速やかに再生処理を行い、第１１条の規定による引き取りから原則として３ヶ月以内に、再商品化製品としてそれを使用又は利用する事

業者（本契約において「再商品化製品利用事業者」という。）に、乙の責任において販売又は引き渡さなければならない。

3　乙は、引き渡し未了の再商品化製品を善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとし、これらを不合理に、また正当な理由なく在庫、買戻し又は廃棄してはならない。

4　乙は、再商品化製品の安定的な販売先の確保に努め、甲の指定様式による再商品化製品利用事業者の引取同意書（以下「引取同意書」という。）を、再商品化製品の販売開始前に甲に提出して甲の承認を得なければならず、甲の承認を受けていない者に再商品化製品を販売又は引き渡してはならない。

5　乙は、関係法令の趣旨に基づき、再商品化製品利用事業者において再商品化製品が適正に利用されるよう再商品化製品利用事業者を指導するものとし、再商品化製品が引取同意書を逸脱して再商品化製品利用事業者に利用されたり加工されたりすることなく不合理な在庫、放置、廃棄又は転売されないよう合理的な注意を払うものとする。

6　引取同意書において虚偽記載が判明した場合（再商品化製品利用事業者と通謀して虚偽記載をした場合を含む）、甲は当該引取同意書を無効とすることができるものとする。乙は、再商品化利用事業者から引取同意書を受領するに際し、再商品化製品の適正利用の確保のため、再商品化に係る実施基準に準拠して、再商品化製品利用事業者における利用（加工）施設とその処理能力及び再商品化製品利用製品の用途について事前に現地を確認するなど合理的な注意を払わなければならない。また、再商品化製品利用事業者による引取同意書の遵守について留意し、引取同意書に関し再商品化製品利用事業者による虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背が判明した場合は、乙は直ちに甲に報告するものとする。

7　乙は、甲が再商品化製品利用事業者について情報の提供を求めたときは、遅滞なくその要求に応じるものとする。また、乙は、引取同意書の内容又は再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用、加工若しくは販売状況等について、甲及び技術顧問に代表される甲の代理人（以下「甲の代理人」とある箇所は同様）が再商品化製品利用事業者に赴き直接に確認することを希望し乙の協力を求めたときは、遅滞なく甲の求めに協力するものとし、甲の希望が適えられるよう適切な努力を行うものとする。

（自社利用）

第１９条　乙は、自ら再商品化製品利用事業者となる（以下「自社利用」という。）場合、第２２条による甲への報告において自社利用による報告数量を裏付ける帳票類及び自社利用に係る使用計画書を報告書に添付する等、当該利用数量を証明しかつ自社利用を証明するに足る充分な書面を提出しなければならない。

2　乙は、自社利用の場合、第２２条による報告対象期間の終了から最長３ヶ月以内に、再商品化製品を原料として使用又は利用して製造された製品（以下「再商品化製品利用製品」という。）を販売するものとし、不合理に、また正当な理由なく再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫、移動（返品及び買戻しを含む）或いは廃棄してはならない。ただし、本項前段の規定による再商品化製品利用製品の販売期間については、乙がその適用除外を甲に事前に書面で申し出をなし、甲がその申し出を承諾したときはこれを適用しない。

3　乙は、自社利用の場合、再商品化製品の利用に係る部門又は工程間の移動又は振り替え、再商品

化製品利用製品の販売及び在庫等について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後５年間保管する。

４　乙は、自社利用に併せて他の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。

５　乙は、甲から前各項に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応ずるものとする。

（特定再商品化製品利用事業者）

第２０条　本契約において丙とみなされる「特定再商品化製品利用事業者」とは、再商品化製品利用事業者であり、かつ乙との関係において次の各号のいずれかに該当するものをいう。

① ２０％以上の議決権を、実質的に所有している場合又は所有されている場合

② 持ち株会社若しくは会社法（平成１７年法律第８６号、以下、会社法とある箇所は同様）上の親会社又は議決権の過半数を所有する者を共通にする場合

③ 乙の代表者の親族又は乙の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族又は当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、乙の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合

④ 乙の代表者の親族、乙の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の議決権を合わせて２０％以上所有している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族、当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が乙に対して合わせて２０％以上の議決権を所有している場合

２　乙は、再商品化製品の販売先が、丙に該当する場合で本契約の当事者となっていないことが判明したとき、又は新たに該当することとなったときは、速やかに甲に通知するとともに、丙を本契約当事者に加える変更契約の締結につき協力し、当該変更契約の締結が行われるよう適切な役割を果たすものとする。

３　乙が故意又は重大な過失により前項の通知、協力又は役割を怠ったときは、第２８条第１項第１５号に規定する違反に該当したものとする。

（特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用等）

第２１条　丙は、再商品化製品の乙からの引き取り、使用、利用及び在庫、再商品化製品利用製品の販売及び在庫について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後５年間（第８条第２項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合又は第１９条第２項の規定により本契約の終了後の期間において再商品化製品利用製品が販売された場合にあっては当該期間の経過後５年間）保管する。

２　丙は、乙以外の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。

３　丙は、第２２条による報告対象期間の終了から最長３ヶ月以内に再商品化製品利用製品を販売するものとし、不合理に、また正当な理由なく再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫、移動（返品及び買戻しを含む）或いは廃棄してはならない。ただし、本項前段の規定による再商品化製

品利用製品の販売期間については、乙がその適用除外を甲に事前に書面で申し出をなし、甲がその申し出を承諾した時はこれを適用しない。

4　丙は、甲から前各号に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応じるものとする。

（報告事項及び未処理在庫品の扱い）

第２２条　乙は、当月に市町村から引き取った紙製容器包装の数量及び再商品化製品利用事業者へ引き渡した再商品化製品の数量を、それぞれ甲が定めた「引き取り実績報告書」及び「再商品化製品販売実績報告書」の様式に従い、翌月５日までに、甲に報告する。このとき、乙は、再商品化製品を再商品化製品利用事業者に引き渡した証として、乙は、甲の定めた「再商品化製品受領書」に再商品化製品利用事業者の「引取り伝票」の写しを添えて甲に提出しなければならない。

2　乙は、再商品化に関する受託業務の１ヶ月分の明細について、別途甲が定める書式に記録し、翌月５日までに甲に提出する。

3　平成２９年６月３０日までに本契約に基づく紙製容器包装の再商品化及び再商品化後の自社利用又は販売若しくは引き渡しを完了することが困難であると判明したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

4　第１項及び第２項の報告又は前項の通知の内容に鑑み乙が平成２９年６月３０日までに紙製容器包装の再商品化及び再商品化後の自社利用又は再商品化製品の販売若しくは引き渡しを完了させることが困難であると甲が判断したとき、又は乙に対する行政処分若しくは乙の経営上の問題や重要な変更により本契約の履行を乙が中断し若しくは中途で辞退したとき、再商品化製品の引き渡し未了の在庫、半製品、仕掛品及び乙が再生処理を完了していない紙製容器包装の在庫（本契約においてこれらを「未処理在庫品」という。）について、甲はその判断により、再商品化に必要な処置又はその他の適切な処置を自ら取り又は第三者に委託し若しくは乙に必要な処置を取ることを要求することができるものとする。甲が選択した処置のいずれの場合であっても、乙は遅滞なくかつ合理的に協力しなければならない。

5　前項の処置を取ることによって甲若しくは乙又は第三者に新たに発生した費用は乙の負担とする。また、乙において必要な処置を取ることとした場合、乙は本契約に準じた適正な処置を遅滞なく終了させ、甲に書面で終了報告をしなければならない。

6　第3項に規定する通知を乙が怠ったことによって、又は乙の不正若しくは虚偽の報告によって、又は第４項に規定する甲の要求に正当な理由なく乙が従わないことによって生じた、未処理在庫品の再商品化等に要する費用は、乙の負担とする。

7　本契約が第２８条の規定等に基づき解除された場合、未処理在庫品のうち乙が再生処理を完了していない当該契約解除に係る乙の紙製容器包装在庫の所有権は、甲に復するものとし、乙は甲の指示にしたがい、当該未処理在庫品を違法に処分及び廃棄することなく、甲が指定する者に遅滞なく全て引き渡さなければならない。

8　甲は、乙の再商品化製品に関して、その用途、品質状況及び環境負荷情報（残さの処理方法等）について乙に対し報告徴収をすることができるものとし、乙は甲の要請に応じて遅滞なく書面で甲に報告し、必要に応じて品質データを甲に提出するものとする。

（現地検査）

第２３条　甲は、必要があると認めたときは、本契約の履行に関する検査のため、乙及び丙の事業所及び再生処理施設、その他の施設に甲又は甲の代理人が立入り、現地検査を実施することができるものとする。この場合において、乙及び丙は当該現地検査を拒否、妨害若しくは忌避又は現地検査に対する不答弁若しくは虚偽の報告をしてはならず、受託業務及び再商品化製品について甲又は甲の代理人による関係帳票類の閲覧、複写、再生処理施設及びその他の関係施設等の検査、撮影、再生処理施設の稼働状況の確認、再商品化製品の品質検査等、受託業務及び再商品化製品に関する検査並びに調査に協力するものとする。

２　第２０条２項により本契約の当事者となるべき特定再商品化製品利用事業者が未だ本契約を締結していない状況において、甲が必要あると認めたときは、乙は、甲又は甲の代理人が当該特定再商品化製品利用事業者に対して前項の趣旨の現地検査ができるようその承諾を得る等、甲に協力するものとする。

（市町村による現地確認）

第２４条　乙は、市町村から甲を経由して乙に引き渡された紙製容器包装の乙における再生処理業務の履行に関して、乙の事業所、再生処理施設及びその他の施設において、乙による再生処理業務の履行状況を市町村が直接に確認することを目的とする現地確認（以下「現地確認」という。）を実施することを容認する。

２　現地確認を実施するときは、市町村から甲を介してなされた実施の事前申し入れについて甲乙が協議調整を行い、現地確認の実施日程を確定するものとする。

３　乙は、現地確認において市町村の職員が乙の事業所、再生処理施設又はその他の施設に立ち入り、再生処理施設の稼動状況について検査し、調査し、質問し、施設等の写真を撮影し又は再生処理業務に関する関係帳票類を閲覧しその複写をとることを認め、市町村による現地確認の実施に協力するものとし、現地確認を拒否、妨害若しくは忌避又は現地確認に対する不答弁若しくは虚偽の報告をしてはならない。

４　乙は、市町村が現地確認の結果について、乙の名称とともに公表することを容認する。

（委託料及び支払条件）

第２５条　委託料は、乙が再商品化製品利用事業者に引き渡した再商品化製品の数量を再商品化率０．９５で除して得られた数量に、別紙４に示す委託単価（消費税等は含まれない）を乗じて得られた金額とする。ただし、再商品化率で除して得られた数量は、市町村からの引き取り実績数量を超えないものとする。

２　甲は、再商品化率を実績に基づいて変更できるものとする。

３　甲は、第２２条の報告が各月の５日までに行われ、報告時の前項による総金額が正数であるときでかつ、報告内容が適正と認められた場合には、支払い対象数量について当月末までに当該総金額に乙が再商品化製品利用事業者に引き渡した時点で適用される消費税率をかけて計算した金額（１円未満切捨て）を代表事業者名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は乙の負担とする。また、報告内容に疑義が生じた場合は確認がとれるまで甲は金利を付することなく支払いを保留することができる。

４　代表事業者は、第２２条の報告において、報告時の第１項による総金額が負数であるときは、当月末までに当該負号の後に示される総金額に乙が再商品化製品利用事業者に引き渡した時点で適用される消費税率をかけて計算した金額（１円未満切捨て）を甲が指定する甲名義の銀行口座へ代表事業者名義で一括して支払う。このとき、振込み手数料は乙の負担とする。なお、この場合、甲は自己の債権回収をはかるため、乙に対して時期を問うことなく物的担保もしくは人的担保の提供を要求することがある。

５　本条前二項の定めにかかわらず、平成２９年３月３１日までに市町村保管施設から引き取った紙製容器包装であって、同日までに再商品化が完了してない紙製容器包装については、市町村から引き取った旨の「引き取り実績報告書」が同年４月５日までに乙から甲に提出され、かつ同日までに乙へ引き渡した旨の「引き渡し実績報告書」が市町村から甲に提出された紙製容器包装であって、乙が同年６月３０日までに再商品化し、同年７月５日までに「再商品化製品販売実績報告書」及び「再商品化製品受領書」に再商品化製品利用事業者の「引取り伝票」の写しを添えて甲に提出した紙製容器包装についてのみ、甲、乙は前各号による支払いを行なう。

（構成員との金員の授受）

第２６条　構成員の分担業務に係る各構成員への委託料の授受につき、構成員はこれを代表事業者が代表事業者の名義をもって行うことを本条により代表事業者に委任する。また、当該授受に関して、代表事業者若しくは構成員における事情変更又は代表事業者と構成員との間にいかなる紛争が発生したとしても代表事業者及び構成員間にて解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

２　委託料の金額の如何にかかわらず、委託料は運搬費用に係る構成員の持分を全て算入したものとして扱い、前項を適用する。

３　代表事業者は、甲から再商品化委託料の振込みを受けたときは、予め定められた配分に基づく各構成員の委託料をそれぞれの構成員が指定する銀行口座に直ちに振込まなければならない。

（措置規程の適用）

第２７条　乙においてなされた本契約履行上の不適正行為又は違反行為等について、甲は乙に対し、別途定める「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」（以下「措置規程」という。）による措置を講ずるものとする。なお、甲が措置規程を本契約の有効期間中に変更する場合には、甲は速やかにその内容を乙に連絡するものとし、乙は甲からの連絡後、遅滞なくその内容を丙にも連絡するものとする。

２　乙が過年度又は前年度において再商品化事業者（再生処理業務又は引取業務に携わる事業者）として甲との間において再商品化実施契約の締結事業者であったときは、本契約年度前における不適正行為についても措置規程に基づく措置が適用されるものとする。

３　甲は、前二項の規定による措置を講じた場合において、公表することが適切と甲が判断する場合、乙の事業者名、代表者名、所在地、不適正行為の概要、講じた措置の内容及び時期等について公表することができるものとする。

（契約解除）

第２８条　甲は、代表事業者又は構成員に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、該当事由を

有する当該当事者に対し何らの通知を要することなく当該当事者に係る本契約の全部又は一部を解除することができる。

① 支払いを停止したとき、又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申し立てをしたとき又は申し立てを受けたとき
② 約束手形・小切手又は引き受けた為替手形が不渡りになったとき
③ 仮差押、仮処分等の保全処分を受けたとき、又は競売の申し立てを受けたとき
④ 租税公課の滞納処分を受けたとき
⑤ 官公署から業の許可の取り消し、３０日以上の期間の事業停止、廃棄物処理施設設置許可の取り消し又は施設使用停止等の行政処分を受けたとき
⑥ 経営上の問題や重要な変更によって本契約の履行が困難となったとき
⑦ 甲に対する報告において虚偽又は不正をなしたとき、その他重大な背信行為があったとき
⑧ 再生処理業務上の重大事故を生じたとき、その他安全衛生上の事故を多発したとき又は生活環境保全上の支障があることを官公署により判定されたとき
⑨ 甲による現地検査の執行を拒み、妨げ若しくは忌避したとき又は現地検査における不答弁若しくは虚偽の報告をなしたとき
⑩ 措置規程に基づく登録停止措置が適用されたとき又は措置規程に基づく甲の業務改善指示に合理的期間内に従わなかったとき
⑪ 甲の事前の承諾なしに本契約の契約上の地位を第三者に譲渡し又は移転したとき
⑫ 他の者又は事業者に対し、本契約又は関係法令又は関係法令に基づく処分若しくは命令の違反となる行為をすることを要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を幇助したとき
⑬ 事業者登録規程に定める欠格事由に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき
⑭ 事業者登録規程に違反していることが判明したとき又は違反することとなったとき
⑮ 本契約の条項への重大な違反があるとき
⑯ 第２５条に定める甲への支払いを怠り、相当期間を定めて甲が催告した支払期限までになお全額の支払いをなさないとき
⑰ その他本契約の履行又は本契約の目的達成が困難となったとき

２　甲は、前項各号のほか、代表事業者又は構成員が関係法令の規定に違反したとき若しくは適合しないとき又は関係法令に基づく行政処分に違反したとき又は再商品化に係る実施基準に違反したとき若しくは適合しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（契約上の地位の譲渡及び債権債務の譲渡禁止）

第２９条　乙は、受託業務に関する権利若しくは義務又は地位を、書面による甲の事前の承諾なしに第三者に事業譲渡、会社分割、合併などその態様の如何を問わず、譲渡し、移転し又は承継させてはならない。

２　乙は、書面による甲の事前の承諾なしに、甲に対する債権債務を第三者に譲渡してはならない。

（損害賠償）

第３０条　本契約に違反して相手方に損害を与えた当事者は､その損害の賠償をしなければならない。ただし、機会損失、逸失利益などの間接損害、派生的損害については賠償の責を負わないものとする。

（通知）

第３１条　乙に次の各号の一に該当する事項が生じるとき、もしくは生じたときは、乙は直ちにその旨を書面により、甲に通知し、必要に応じてなされる甲の指示にしたがうものとする。なお、第５号から第７号に記載する事項の実施にあたっては、事前に甲の承諾を得るものとする。

① 氏名又は商号などの名称変更をしたとき
② 代表者の氏名又は本店の住所の変更をしたとき
③ 第２８条第１項の各号の一に該当するとき又はそのおそれのあるとき
④ 第２８条第２項に該当するとき又はそのおそれのあるとき
⑤ 会社法上の組織変更をするとき
⑥ 会社法上の組織再編をするとき(合併をしようとするとき又は再生処理業務に係る事業を会社分割若しくは事業譲渡しようとするときを含む)
⑦ 廃業又は解散をしようとするとき
⑧ 官公署による行政処分を受けたとき

（秘密保持）

第３２条　甲、乙及び丙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、再商品化に係る施策上の必要情報として国の機関から要請され当該機関に提出するもの、弁護士法に基づく照会によるもの、その他の法令に基づく調査嘱託若しくは捜査関係事項照会によるもの又は法律上の権限のある官公署により法令に基づく開示を命じられたものについては、この限りでない。

（個人情報の保護）

第３３条　本契約当事者は、本契約に関して入手した個人情報（平成１５年５月３０日・法律第５７号「個人情報の保護に関する法律」において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を、その開示について事前の承諾がある場合又は本契約若しくは法令に基づく場合を除き、第三者に開示、提供してはならない。

２　甲は、本契約の実施において本契約当事者の個人情報を甲の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用するものとし、甲の業務委託先に開示しその取り扱いを委託し、又は本契約に関連して国の機関若しくは地方公共団体からなされた要請に協力するため必要な限度において開示、提供することができるものとする。

（落札結果等の公表）

第３４条　甲は、再商品化委託の入札に関し、乙の名称、工場名、所在地、落札特定分別基準適合物の種類、落札数量、落札単価（消費税等は含まれない）、再商品化手法並びに落札市町村名及び市町村保管施設名など落札結果を公表することができる。

２　甲は、乙から報告徴収した再商品化製品の用途、品質状況、残さ処理方法及び環境負荷等に関する情報について公表することができる。

（権利の不放棄）

第３５条　本契約に定めるいずれかの条項における権利を甲が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を甲が放棄したと解されるものでない。

（代理人としての責務）

第３６条　代表事業者は、本契約中の各構成員及び丙に係わる条項内容について、本契約締結前に各構成員及び丙に対して十分な説明を行うともに各構成員及び丙から同意を得て、本契約を円滑に履行できるよう代理人としての責務を十分に果たすものとする。

（協議事項）

第３７条　本契約当事者は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合、又は本契約に記載のない事項については、誠意をもって協議し、これを解決するよう努めるものとする。

（合意管轄裁判所）

第３８条　本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約は、電磁的記録にて作成され、本契約当事者は、本契約締結の証として各々これに電子署名するものとする。ただし、構成員及び丙については、ジョイントグループ協定書及び別途提出された「再商品化実施契約締結委任状」に基づき、それぞれ代表事業者が代理人として電子署名する。

平成 ２８年3月３１日

甲：東京都港区虎ノ門一丁目１４番１号
郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長　足立　直樹

代表事業者本人として並びに構成員代理人及び丙代理人として：
住　所
商　号
代表者

＜別紙１＞

＜別紙２＞

＜別紙３＞

＜別紙４＞

＜別紙５＞

参考資料２

再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
制定　平成 17 年 3 月 1 日
改正　平成 18 年 3 月 3 日
改正　平成 19 年 12 月 17 日
改正　平成 20 年 12 月 11 日
改正　平成 21 年 12 月 10 日
改正　平成 22 年 12 月 1 日
改正　平成 23 年 12 月 1 日
改正　平成 24 年 12 月 3 日
改正　平成 25 年 7 月 1 日
改正　平成 26 年 4 月 1 日
改正　平成 26 年 5 月 26 日
改正　平成 27 年 5 月 11 日
改正　平成 28 年 1 月 18 日
改正　平成 28 年 3 月 7 日

1.　目的

この規程は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が再商品化事業者に委託する再商品化に関する契約において、再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置の基準を定めることにより公正かつ適正な運用を図り、不適正行為を抑止することを目的とする。

2.　定義

この規程における用語の意味は次のとおりとする。

(1) 法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
(2) 施行令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 411 号）
(3) 契約	法に基づき協会と再商品化事業者との間で締結された再商品化を委託する再商品化実施契約
(4) 再商品化に係る実施基準	再生処理事業者登録の申請に関する書面、入札の注意事項等入札説明会配布資料、再商品化事業者説明会資料、素材ごとの再生処理ガイドライン又は再生処理施設ガイドライン等において示された、契約に関して適用され若しくは履行されるべき条件、基準又は細則
(5) 登録	協会が委託する分別基準適合物の再商品化の入札に参加を希望する再生処理事業者の登録で入札の参加資格となるもの
(6) 事業者登録規程	法及び施行令に準拠して協会が定めた再生処理事業者の登録要件を定めた規程
(7) 優先資格	プラスチック製容器包装分別基準適合物の再商品化の入札において、材料リサイクル手法による入札を特例的に他のリサイクル手法による入札に優先させることとした優先入札資格

(8) 落札可能量　　事業者の設備、販売能力等に応じ協会が各登録事業者毎に査定した入札における最大落札可能量

3. 措置

この規程に基づく措置は下記の契約解除、登録停止、業務改善指示等とし、その基準は「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準」(以下「別表」という）の措置内容を上限とする。

(1) 契約解除　　契約の全部又は一部を解除すること
(2) 登録取消し　　指定年度の登録を取り消して登録事業者リストから抹消し、入札参加資格を喪失させること
(3) 登録停止　　指定年度における登録の申請を受理しないか登録を無効とし入札参加資格を喪失させること
(4) 優先資格停止　　入札における優先資格を喪失させること
(5) 落札可能量削減　　指定年度において落札可能な上限の量を削減すること
(6) 再商品化製品販売停止指示　再商品化製品の販売停止を指示すること
(7) 再商品化製品販売数量削減　再商品化製品利用事業者への再商品化製品の販売可能数量を削減すること
(8) 引取同意書無効　　再商品化製品利用事業者による引取同意書を無効とすること
(9) 業務改善指示　　再商品化事業において改善すべき事項を、期限を定めて書面で指示すること

4. 措置適用の特例

(1) 措置の加重

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会は別表に定める措置を超えて加重することができるものとし、情状に応じて第 3 項各号の措置項目を選択のうえその措置内容と期間を定めて措置を実施する。この場合において、複数の措置を適用することを妨げない。

① 不適正行為の状況が特に悪質又は社会的影響が重大であると認められるとき
② 同時期に複数の不適正行為をしたとき、又は不適正行為を繰り返したとき（同一の契約年度内に限定されない)。
③ 協会による措置に相当期間内に従わないとき又は業務改善指示を複数回受けたとき（同一の契約年度内に限定されない)
④ その他、措置を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき

(2) 措置の軽減

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会はその情状に応じて、別表に定める措置を軽減することができるものとする。

① 不適正行為後、自主的に又は協会の指示に誠実に従い、適切な是正措置を講じたと認められるとき
② その他、不適正行為が全て当該事業者の責によるとはいえないときなど措置を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき

5. 違反の幇助等の場合における適用

この規程は、再商品化事業者若しくは特定再商品化製品利用事業者又はその役員、従業員若し

くは役員、従業員であった者による不適正行為のほか、それらの者が当該不適正行為を要求し、依頼し若しくは唆して不適正行為を実行させ又は不適正行為を助けた場合についても適用されるものとする。

6.　現行契約年度前における不適正行為

この規程は、現行契約年度前（過去 5 年以内に終了する事業年度を限度とする。以下、この項において同じ。）における不適正行為が現行契約年度において判明した場合又は現行契約年度前に協会が措置を実施した不適正行為の状態が是正されていないことが契約年度中に判明した場合も、当該不適正行為又は不適正行為の状態について適用されるものとする。

二　不適正行為又は不適正行為の状態の判明後に協会が当該事業者と契約を締結したとしても、契約の締結によって協会が当該不適正行為又は状態を容認したと解されるものでない。

7.　関係法令の適用

この規程に基づきひとたび措置が実施された後においても、当該措置適用の事由とされた事項が関係法令に基づく違反行為に該当するに至った場合は、この規程に基づく措置の実施終了又は停止期間の経過後においても、関係法令違反に基づく措置を限度とする措置の追加実施を妨げない。

8.　措置の決定及び通知

この規程に基づき措置を決定した場合、協会は当該事業者に書面で通知するものとする。なお、複数の素材に関わる措置の通知は、関係する事業部長連名で通知することがある。

9.　措置を決定する前の前置指導

前置指導とは、再商品化事業者に安全衛生事故が発生した場合、協会が初動対策として行うものであり、安全衛生事故再発防止のために、改善を促すことを目的としている。労働基準監督署又は裁判所から，安全衛生事故に関する経営責任等について指導票、勧告書、命令ならびに裁定が発せられた段階で、別表に定める措置を付加実施することがある。

付則　この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 18 年 3 月 3 日改正）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 19 年 12 月 17 日改正）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 20 年 12 月 11 日改正）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 21 年 12 月 10 日改正）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 22 年 12 月 1 日改正）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 23 年 12 月 1 日改正）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 24 年 12 月 3 日改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 25 年 7 月 1 日改正）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

付則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 26 年 5 月 26 日改正）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付則（平成 27 年 5 月 11 日改正）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

付則（平成 28 年 1 月 18 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 28 年 3 月 7 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表　再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準

平成28年3月7日改正　平成28年4月1日施行

関係領域	不適正行為	措置内容
一. 登録要件関係	(1) 事業者登録規程1. 第二項に規定する事項に該当した場合、又は該当することが発覚した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび事業者登録規程に定める欠格事由が解消されるまでの期間登録停止 (法律違反について公訴が提起された場合には、刑の確定をまたず措置を行うものとする)
	(2) 建築基準法第48条、第51条、都市計画法、その他の関係法令又は地方自治体の定める条例に適合していない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3) 施行令第9条第二号ハに規定する法律等、関係法令の規定に違反した場合又は適合しない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 事業者登録規程に規定される役員又は役員であった者が当該事業者に在職中になした行為において施行令第9条二号ハに規定する法律の違反又は禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起された場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体(以下総称して「反社会的勢力等」という)、又は反社会的勢力等でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配するとき又は役員として実質的に経営に関与するとき。各都道府県で施行されている暴力団排除条例の禁止規定に違反したとき。	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(6) 法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(7) 運搬事業者が上記に示す6項目の不適正行為に該当した場合 (再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(8) 運搬事業者が上記に示す6項目の不適正行為に該当した場合 (再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合)	当該運搬事業者について契約解除および次年度ジョイント形成禁止(他の再生処理事業者とのジョイントを含む)
二. 入札関係	(1) 入札に際し談合又は不当な連合を行う等、入札に関し協会による公正な執行を妨げた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
三. 再商品化業務実施主体・実施施設関係	(1) 再委託又は名義貸しを実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) ジョイントグループ外の事業者と再商品化業務を共同実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3) 登録施設以外で再生処理を実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 他の事業者と同一敷地内、工場で再生処理業務を実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(5) 事前の通知及び承諾手続きを得ることなく再生処理施設を改造・変更等を実施した場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(6) 再生処理施設について法令に基づく許可又は変更許可を受けることなく再生処理を実施した場合	契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
四. 通知義務関係	(1) 商号、本店移転、合併等に関する通知を怠った場合	業務改善指示
	(2) 操業の中断、再生処理施設の移設・改変等に関する通知を怠った場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
五. 契約上の地位の譲渡、債権債務の譲渡	(1) 契約上の地位を第三者に無断譲渡もしくは移転し又は承継させた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度登録停止
	(2) 協会に対する債権債務を第三者に無断譲渡し又は承継させた場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
六. 引取業務関係	(1) 分別基準適合物の引取業務を遅延した場合	業務改善指示
	(2) 分別基準適合物の引取業務困難時の連絡を怠った場合	業務改善指示
	(3) 市町村に対して分別基準適合物の引取拒否の意思表示を直接行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 分別基準適合物の運搬業務(引取作業、運搬、保管等)に関し、不適正な行為を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
七. 再生処理業務関係		
1. 再生処理業務	(1) 再商品化を行わず転売、譲渡又はその他の処分をした場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(2) 再商品化を行わず放置、投棄又は焼却した場合(予備、未遂を含む)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(3) 再商品化製品を放置、投棄又は焼却した場合(予備、未遂を含む)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(4) 協会指定外の再生処理実施方法により業務を実施した場合	契約解除および当該年度登録取消し(次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(5)協会指定外の管理方法により業務を実施した場合	業務改善指示(次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(6) 再生処理施設の維持管理義務に違反した場合	業務改善指示(次年度落札可能量削減措置および次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(7) 再生処理業務の管理履行義務に違反した場合	業務改善指示(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(8) 安全衛生管理体制が不備であると判断される場合	業務改善指示(契約解除および当該年度登録取消し措置を付加することができる)
	(9) 安全衛生上の重大事故を生じた場合又は事故を多発した場合(注)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度登録停止
	(10) 生活環境保全上の支障があることを官公署によって判定された場合	契約解除および当該年度登録取消し
	(11) 一般廃棄物処理施設設置許可条件への違反 (恒常的:頻繁に能力、操業時間の超過稼動が行われている場合)	契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(12) 一般廃棄物処理施設設置許可条件への違反 (偶発的:年間数日以内で、能力、操業時間の超過稼動が行われた場合)	業務改善指示
	(13) 指定可燃物の貯蔵届出量超過、保管方法違反を行った場合(恒常的)	契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(14) 指定可燃物の貯蔵届出量超過、保管方法違反を行った場合(偶発的)	業務改善指示
	(15) 協会要請に対するマニフェスト提出義務に違反した場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(16) 残さを不適正処理した場合(廃棄物処理法違反)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(17) 協会の指示する残さ処理方法に違反した場合(プラスチック製容器包装)	業務改善指示(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(18) 産業廃棄物処理委託契約書未提出業者へ廃棄物処理委託した場合	業務改善指示
	(19)処理施設能力を超えて再生処理を実施した場合(恒常的)(PETボトル)	契約解除および当該年度登録取消し
	(20)処理施設能力を超えて再生処理を実施した場合(偶発的)(PETボトル)	業務改善指示
	(21)協会委託外分の再生処理に関し、再生処理状況、販売先等の業務上必要な情報提供に協力しない場合(PETボトル)	業務改善指示
2. 品質	(1) 再商品化製品品質基準が未達成の場合(恒常的)(プラスチック製容器包装)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 再商品化製品品質基準が未達成の場合(偶発的)(プラスチック製容器包装)	業務改善指示(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(3) 再商品化率(収率)が未達成の場合(恒常的)(プラスチック製容器包装)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 再商品化率(収率)が未達成の場合(偶発的)(プラスチック製容器包装)	業務改善指示
	(5) 材料リサイクルに関し、品質試料を提出しない場合(プラスチック製容器包装)	材料リサイクルに関して契約解除(次年度優先資格停止を付加することができる)
	(6) 材料リサイクルに関し、優先入札品質基準に恒常的に未達成の場合(プラスチック製容器包装)	優先資格落札分に関して契約解除
	(7) 材料リサイクルに関し、優先入札品質基準に偶発的に未達成の場合(プラスチック製容器包装)	業務改善指示
3. 行政処分違反、違反幇助	(1) 関係法令に基づく行政処分に違反した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 他の者若しくは事業者に法令違反又は行政処分違反又は契約違反となる行為を要求し、依頼し、唆し、違反行為を実行させ又は違反行為を助けた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止

(注)
①措置内容における「次年度優先資格停止措置」は、プラスチックに限定して適用する。
②措置内容における「次年度落札可能量」は、PETボトルは「翌半期落札可能量」とする。
③七. 再生処理業務関係　1.再生処理業務(9)に関して:「事故」とは、労基署から指導票を発行されたり、是正勧告又は使用停止命令等を受けるに留まるような安全衛生事故(地検には未送検のもの)をいい、「重大事故」とは、検察庁から略式命令又は公判請求をされて、裁判所から罰金刑又は懲役刑を科される処分を受けるような安全衛生事故(業務上過失致死傷罪に至った場合、もしくは労働安全衛生法違反により罰則を受けた場合)をいい、「事故を多発」とは、直近1年間内に「事故」を複数回発生させ、労基署から指導票以上の処分に伴って、協会から業務改善指示以上の処分が3回以上となる場合をいう。「直近」とは、最終の「事故」に関する措置が行われてから遡って1年をいう。

関係領域		不適正行為	措置内容
八. 再商品化製品の販売関係		(1) 引取同意書未提出事業者へ再商品化製品を販売した場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
		(2) 引取同意書を提出したが、協会の承認前に再商品化製品を販売した場合	業務改善指示
		(3) 引取同意書の虚偽記載又は実態との齟齬を事前に認識していた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(4) 引取同意書の虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背を事後に認識しながら協会への報告を怠った場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
		(5) 引取同意書の虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背について協会に報告がなされ、かつ再商品化事業者に責のない場合	引取同意書無効、ただし業務改善指示を付加することがある。
		(6) 引取後、3カ月以内に再商品化製品の販売に至らない場合（数量が少量のため期間内に再商品化および販売を行うことが非効率な場合を除く）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
		(7) 契約年度終了後3ヶ月経過時（暦年6月末）において依然再商品化製品の販売に至らない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(8) 再商品化製品利用事業者に関する情報提供等の協力を行わない場合	業務改善指示
九. 記録・報告関係		(1) 協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(2) 操業に関する記録を行っていない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(3) 操業に関する記録等、提出義務のある書類の提出を怠った場合	業務改善指示
		(4) 提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
		(5) 報告書類の保管義務に違反した場合又は保管状況が不備な場合	業務改善指示
		(6) 業務中の事故等、届出義務に違反した場合	業務改善指示
十. 委託料関係		(1) 協会から委託料を不正に受領し役員もしくは従業員又はこれらであった者が委託料の不正受領に関する犯罪容疑で逮捕又は公訴提起された場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止
		(2) 協会から委託料を不正に受領したことが発覚した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止（全額を返還した場合は契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止、）
		(3) 協会に支払うべき委託料の全額について支払を怠った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止
		(4) 協会に支払うべき委託料の一部について支払を怠った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十一. 現地検査、 市町村現地確認関係		(1) 現地検査に関し拒否、妨害、忌避、不回答又は虚偽報告をした場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(2) 市町村による現地確認に関し拒否、妨害、忌避、不回答又は虚偽報告をした場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
十二. 自社利用関係			
	1. 再商品化製品利用	(1) 再商品化製品を不適正に利用した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(2) 引取同意書未提出の再商品化製品利用事業者に販売した場合	再商品化製品販売停止指示および次年度落札可能量削減
		(3) 引取同意書記載内容と相違する販売をした場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	2. 記録・報告	(1) 協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(2) 再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(3) 再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務のある書類の提出を怠った場合	業務改善指示
		(4) 提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
		(5) 報告書類および契約上保管義務のある帳票の保管義務に違反した場合	業務改善指示
		(6) 帳簿類の保管・管理状況が不適切な場合	業務改善指示
	3. 再商品化製品利用 製品の販売	(1)再商品化製品利用製品を報告対象期間終了から3ヶ月以内に販売することができなかったとき（ただし、再商品化製品利用製品の販売期間について再生処理事業者がその適用除外を書面で事前に申し出て、協会がその申出を了解した場合を除く）（ガラスびん・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減（次年度優先資格停止措置を付加することができる）
		(2) 再商品化製品利用製品を不合理に処分した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	4. 現地検査	(1) 現地検査に関し拒否、妨害又は忌避した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十三. 特定再商品化製品利用事業者関係			
	1. 再商品化製品利用	(1) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(2) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合）	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	2. 記録・報告	(1) 協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
		(2) 再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
		(3) 再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務のある書類を提出しない場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
		(4) 提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
		(5) 報告書類の保管義務に違反した場合	業務改善指示
		(6) 特定再商品化製品利用事業者に関する情報開示に協力しなかった場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	3. 再商品化製品利用製品の販売	(1) 再商品化製品利用製品を不合理に在庫又は廃棄した場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減 （不法投棄、焼却については、契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止）
		(2) 再商品化製品利用製品を報告対象期間終了から3ヶ月以内に販売することができなかったとき（ただし、再商品化製品利用製品の販売期間について特定再商品化製品利用事業者がその適用除外を書面で事前に申し出て、協会がその申出を了解した場合を除く）（ガラスびん・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	4. 現地検査	(1) 現地検査に関し拒否、妨害又は忌避した場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
十四. 一般の再商品化製品利用事業者関係			
	1. 再商品化製品の利用	(1) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(2) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合）	引取同意書無効および次年度落札可能量削減 ただし、適正利用の確保に関して引取同意書の記載事項を再商品化製品利用事業者に適切に指導をしている場合は引取同意書無効のみ適用する
	2. 情報提供への協力	(1) 協会への情報提供（業務上必要な調査等）に協力しなかった場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	3. 再商品化利用事業者の基本要件	(1)再商品化利用事業者が要求された基本条件を満たさないと協会が判断した場合（プラスチック製容器包装；登録説明会資料 「再商品化製品の適正利用の確保」の「4.再商品化製品利用事業者の基本条件」参照）	引取同意書無効
十五. 再商品化に係る実施基準違反		(1) 再商品化に係る実施基準違反で上記以外の不適正行為がある場合	業務改善指示
十六. 業務改善指示		(1) 業務改善指示に相当期間内に従わなかった場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減（次年度優先資格停止措置を付加することができる）
		(2) 契約年度前における契約締結事業者であった場合において業務改善指示された事項が契約年度においても是正されないまま依然残存している場合又は是正が不完全である場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(3) 業務改善指示を契約年度内に複数回受けた場合又は契約年度前における契約締結事業者であった場合において契約年度前から契約年度にわたり相当回数の業務改善指示を繰返し受けた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十七. 実施契約の中途解約、辞退		(1)再生処理事業者が実施契約締結後、期初もしくは期中に、実施契約を解約または辞退した場合	当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
		(2)再生処理事業者が実施契約締結後、期初もしくは期中に、実施契約別紙に記載する市町村指定保管施設の予定委託数量の一部を解約または辞退した場合	一部の解約または辞退に伴い履行できなかった予定委託数量相当分を上限に、次年度落札可能量から削減する。ただし、当該年度登録取消し措置を付加することができる。
		(注)実施契約の中途解約あるいは辞退が、市町村に起因し、再商品化事業者に帰責事由がないと認められる場合には、本措置を適用しない	

資料2

平成29年度　紙製容器再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト(選別・材料・固形)

事業者名		工場名	受付番号(協会使用欄)	

申請書を提出する際には、チェックリスト右上( )内の選別・材料・固形のいずれかを〇で囲んでください。
複数の工場を申請する場合は事業者名横に工場名を明記してください。
作成した申請書類の内容を確認のうえ、「申請者欄」に〇を記入してください。その後、記入済みのチェックリストのコピーを
提出書類と一緒に協会に提出してください。尚、書類が全て揃っていない場合には登録できませんので十分にご注意ください。
申請書類は正、副(コピー)2部提出してください。ページ番号は各書類の右下に記入ください。

注)平成28年度登録事業者と新規登録申請事業者では、提出書類の内容が一部異なりますのでご注意願います。

◎提出書類明細

	H28登録事業者	新規事業者	申請者欄	協会欄	ページ番号	
1	〇	〇			1-1～1-(　)	登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
2	〇	3年分〇			2-1～2-(　)	財務諸表類(新規登録申請事業者は直前3年分、平成28年度登録事業者は前年度分) (債務超過等の場合、別途関連書類が必要です。詳しくは「財政的基礎審査について」をご参照ください。)
3	〇	〇			3-1～3-(　)	国税、地方税、社会保険料の支払いに係る申告書および納税証明書等、暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書(資料4末尾に添付された「納税証明等について」をご参照ください。)
4	〇	〇			4	印鑑証明書 (法人の場合には法人の印鑑証明書、個人事業主の場合には個人の登録印鑑証明書が必要です。)
5		〇			5-1～5-(　)	相談役又は顧問に関する書類 (該当者がいない場合にはその旨を記載した書類をご提出ください。)
6		〇			6-1～6-(　)	百分の五以上の出資者に関する書類 (該当者がいない場合にはその旨を記載した書類をご提出ください。)
7	〇	〇			7	再生処理事業者登録申込書(様式1)
8	〇	〇			8	再生処理事業者登録申込書(様式1-②)
9		〇			9	再生処理事業者登録申込書(様式1-③)
10	〇	〇			10-1～10-(　)	再商品化製品引き取り同意書(選別は様式4-1または様式4-2、材料・固形は様式4) (利用先の工場毎に同意書が必要です。又、日付の記載、押印が必要です。)
11	〇	〇			11-1～11-(　)	引き取り先の品質規格書 (利用先の工場毎に同意書が必要です。又、日付の記載、押印が必要です。)

	H28登録事業者	新規事業者	(工場毎に記入) 工場①	(工場毎に記入) 工場②	協会欄	ページ番号	
12	〇	〇				12	再生処理事業者登録申込書(様式2)
13	〇	〇				13	再生処理事業者登録申込書(様式2－②)
14	〇	〇				14	再生処理事業者登録申込書(様式3)
15	〇	〇				15-1～15-(　)	一般廃棄物処理施設設置許可証のコピー (許可取得後に変更または変更届がある場合は、その変更内容に関する書類もあわせてご提出ください。)
16		〇				16	使用前検査確認済証のコピー
17	〇	〇				17-1～17-(　)	指定可燃物貯蔵・取扱届出書のコピー (届出書に添付した保管場所の図面及び消防設備の配置図もあわせてご提出ください。)
18	〇	〇				18-1～18-(　)	再生処理工程ブロックフロー図(A4サイズ)
19	〇	〇				19-1～19-(　)	立地付近見取図(A4サイズ)
20	〇	〇				20-1～20-(　)	工場配置図(A3サイズ)
21	〇	〇				21-1～21-(　)	設備レイアウト図(A3サイズ)
22	〇	〇				22-1～22-(　)	主要設備の図面 (A3ｻｲｽﾞ/使用予定の主要設備(圧縮梱包機、選別用ｺﾝﾍﾞｱが該当)毎に鮮明な図面をご提出ください。)
23		〇				23-1～23-(　)	土地の公図(法務局発行)の写し、建築確認済証の写し、土地及び建物の登記簿謄本 (土地及び建物を賃貸している場合は所有者の登記簿謄本及び賃貸契約書の写しを提出)

*既設の施設に関する書面を提出してください。

参考資料に基づき、鮮明な図面をご提出ください。

尚、施設(工場)の新設又は改造実施中の事業者の場合は、上記資料に加え下記資料が必要です。

24	〇	〇				24-1～24-(　)	施設設置スケジュール
25	〇	〇				25-1～25-(　)	施設発注請書および発注仕様書のコピー
26	〇	〇				26-1～26-(　)	試運転開始予定日および試作スケジュール
27	〇	〇				27-1～27-(　)	建築確認申請による'確認通知書'交付書のコピー
28	〇	〇				28-1～28-(　)	土地、建物の登記簿謄本および公図のコピー
29	〇	〇				29-1～29-(　)	再生処理事業者登録申込書(様式5)

※12～29の書類は、工場毎に作成・提出してください。
※3つ以上の工場についての申請を行う場合には、本チェックリストをコピーの上お使いください。
※会社案内、パンフレット等があれば同封してください。

資料３

平成 28 年７月１日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
（改定日：平成 26 年７月１日）

財政的基礎審査について

１．再生処理事業者の登録申請をされる事業者に適用される条件の一つに、「容リ法第二十一条第一項に規定する指定法人の委託を受けて同法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること」があります（事業者登録規程１．一参照）。

２．その内の財政的基礎については、次のいずれかに該当する場合は、原則としてこれを有しているとは認められず、登録欠格事由となります。

(1) 対外金銭債務の不履行または履行遅延の発生後、１年未経過である事業者
(2) 民事再生手続または会社更生手続にあって、再生手続終結決定または更生手続終結決定の見込みが立たない段階にある事業者
(3) 債務超過である事業者
(4) その他財政的基礎を有しないと判断される合理的な理由がある事業者

なお、上記(1)～(3)に関しては、当協会が、対象容器包装の再商品化委託の基調が逆有償であるか有償であるかの別、債務超過の程度、その他事業者の事業運営上の諸条件を総合的に判断し、再商品化委託に問題がないと判断する場合は必ずしも欠格事由とする限りではありませんが、この判断はあくまで当協会に属するものといたします。

３．上記２．の各号に関し、登録審査における判定については、次の通りとします。

(1) 対外金銭債務の不履行または履行遅延の発生後１年経過の有無は、当年６月 30 日現在で見ます。但し、その後登録審査時までに当該事由を発生させた場合は１年未経過とみなします。
(2) 民事再生手続または会社更生手続にあっての再生手続終結決定または更生手続終結決定の見込みいかんについては、登録審査時の事業者の状況において見ます。
(3) 債務超過の有無は直近決算で見ます。但し、直近決算後登録審査時までに債務超過に陥った場合は債務超過とみなします。
(4) その他財政的基礎を有しないと判断される合理的な理由の有無は、登録審査における認知に係るものとします。

（なお、登録申請における本件関係申告での虚偽申告や、事業者登録後に上記２．の欠格要件に該当することとなった場合は、登録を前提とする当協会関係の手続及び業務

上の諸資格を喪失します（事業者登録規程 第 4 項，第 6 項及び第 7 項参照)。また、登録審査後に財政的基礎を回復したとしても、再審査は行いませんので、次の機会にあらためて申請してください。）

４．次のいずれかに該当する事業者は、添付別紙「債務超過事業者等の提出書類」に示す各書類（以下「当書類」）を、その他の登録申請書類と合わせて、本年 7 月 31 日までに当協会へ提出してください。

(1) 上記３．(1)の基準で対外金銭債務の不履行または履行遅延の発生後１年未経過であって、なお登録を希望する事業者

(2) 民事再生手続開始申立または会社更生手続開始申立をなした事業者で、なお登録を希望する事業者

(3) 上記３．(3)の基準で債務超過であって、なお登録を希望する事業者

(4) 登録申請事業者のうち、当協会が当書類の提出を依頼した事業者（但し、この場合は当書類の提出期限は依頼後１ヶ月以内とします）

（当然の事ながら、当協会の当書類の受理は財政的基礎を有していることを意味するものではありません。）

５．提出された資料等に基づき、当協会あるいは当協会が委嘱した中小企業診断士や公認会計士等による財政的基礎に関する詳細調査あるいは診断を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

（なお、債務超過事業者等に該当しない場合でも、状況によっては財政的基礎審査の目的で同様の調査あるいは診断を行うことがあります。）

６．財政的基礎審査の結果、再生処理事業者として必要な財政的基礎を有していないと判断された場合には、登録が認められません。

以上

別 紙

債務超過事業者等の提出書類（紙製容器包装）

（1）3期分の法人税申告書のコピー

以下の①～③のコピー。
連結決算をしている場合は④についても提出のこと。

①法人税申告書の「別表」（添付詳細は不要）

法人税の申告に関して作成された全ての「別表」。

（例）・別表一「確定申告書」
・別表二「同族会社の判定に関する明細書」　など

②それに付帯する決算報告書

・貸借対照表
・損益計算書（「販売費及び一般管理費内訳書」を含む）
・製造原価報告書　※ある場合
・株主資本変動計算書

③勘定科目内訳書

申告に際し添付された全ての勘定科目内訳書

（例）・預貯金等の内訳書
・受取手形の内訳書
・売掛金（未収入金）の内訳書　など

④連結決算における、②決算報告書、③勘定科目内訳書

※連結決算のある場合

（2）会社案内

・パンフレットもしくは会社概要がわかるもの
・会社全体の組織図
・グループ企業がある場合はグループ関係がわかる構成図
＊グループ企業とは、①資本関係があること、②役員の兼任関係があること、③代表者間の関係が親族（父母、配偶者、子）であること、のいずれかに該当する企業のこととする。

（3）主要売上先実績

過去３ヶ年の各年度上位１０社程度の売上先別売上金額がわかるもの
（既存の取引先売上データなどでも可）

（4）会社全体の資産・損益・資金計画

様式１（１）～（３）参照

（5）債務超過解消計画（直近期債務超過事業者のみ提出）

様式２参照

以上

＜様式1:会社全体の資産・損益・資金計画＞(*債務超過事業者等が提出)

（１）会社全体の資産計画（貸借対照表）　（単位:千円）

			平成　年度〈実績〉	平成　年度〈見込み〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉
			年　月期	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
資産	流動資産	1					
	固定資産	2					
	繰延資産	3					
	合　計	4(1+2+3)					
負債	流動負債	5					
	固定負債	6					
	合　計	7(5+6)					
純資産	Ⅰ株主資本	8					
	資本金	a					
	資本余剰金	b					
	利益余剰金	c					
	自己株式	d					
	Ⅱその他	9					
	合　計	10(8+9)					
負債・純資産合計		11(7+10=4)					

（２）会社全体の損益計画（損益計算書）　（単位:千円）

紙製容器包装再生処理に関する売上高	12						
その他の売上高	13						
売上高	14(12+13)						
紙製容器包装再生処理に関する原価	15						
その他の売上高に関する原価	16						
売上原価	17(15+16)						
売上総利益	18(14−17)						
販売費及び一般管理費	19						
営業利益	20(18−19)						
受取利息	21						
その他営業外収益	22						
営業外収益	23(21+22)						
支払利息及び割引料	24						
その他営業外費用	25						
営業外費用	26(24+25)						
経常利益	27(20+23−26)						
特別利益	28						
特別損失	29						
税引前当期利益	30(27+28−29)						
法人税等	31						
税引後当期利益	32(30−31)						

※12、15の紙製容器包装再生処理に関する売上高・原価は協会委託分のほか、協会委託外の分を含む。

（３）会社全体の資金計画

（単位：千円）

			平成　年度〈実績〉	平成　年度〈見込み〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉
			年　月期	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
期首現預金		33(前期の57)					
経常収支	税引後当期利益	34					
	減価償却費	35					
	資金支出入の伴わない損益	36					
経常収支		37(34+35+36)					
調達	短期借入金	38					
	長期借入金	39					
	出資	40					
	（　　）	41					
	（　　）	42					
	（　　）	43					
	その他	44					
資金調達		45(38～44の計)					
運用	建物	46					
	設備	47					
	土地	48					
	短期借入金返済	49					
	長期借入金返済	50					
	（　　）	51					
	（　　）	52					
	（　　）	53					
	その他	54					
資金運用		55(46～54の計)					
当期資金過不足		56(37+45−55)					
期末現預金		57(33+56)					

＜様式2:債務超過解消計画＞(直近期債務超過事業者のみ提出)

1. 全体方針

2. 損益に関する計画

(1)売上

①紙製容器包装再生処理に関する売上高(単位:トン・千円)

		平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
売上高	12					
売上原価	15					
仕入	15内訳					
労務費	15内訳					
外注費	15内訳					
減価償却費	15内訳					
その他	15内訳					
売上総利益	※12-15					
売上総利益率	※÷12	%	%	%	%	%

＜具体的な計画(根拠)＞

②その他の売上高(単位:千円)

		平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
売上高	13					
売上原価	16					
仕入	16内訳					
労務費	16内訳					
外注費	16内訳					
減価償却費	16内訳					
その他	16内訳					
売上総利益	※13-16					
売上総利益率	※÷13	%	%	%	%	%

＜具体的な計画(根拠)＞

(2)販売費および一般管理費(単位:千円)

	平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
販管費合計　19					
人件費　19内訳					
福利厚生費　19内訳					
水道光熱費　19内訳					
通信費　19内訳					
消耗品費　19内訳					
修繕費　19内訳					
地代家賃　19内訳					
支払手数料　19内訳					
租税公課　19内訳					
減価償却費　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
その他経費　19内訳					

＜具体的な計画(根拠)＞

(3)営業外損益・特別損益(単位:千円)

	平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
合計					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
その他　※内訳					

＜具体的な計画(根拠)＞

3. 資産に関する計画(単位:千円)

	平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
合計					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
その他　※内訳					

＜具体的な計画(根拠)＞

＜会社全体の資産・損益・資金計画＞の作成の仕方

（１）会社全体の資産計画（貸借対照表）の作成の仕方

○単位：千円

①年度の記入

年度は決算年度を記入。

直近決算期、現在経過中の決算年度（見込み)、今後３ヶ年の決算年度の５ヶ年を記入。

			平成　年度〈実績〉	平成　年度〈見込み〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉
			年　月期	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
資産	流動資産	1					
	固定資産	2					
	繰延資産	3					
	合　　計	4(1+2+3)					
負債	流動負債	5					
	固定負債	6					
	合　　計	7(5+6)					
純資産	Ⅰ株主資本	8					
	資本金	a					
	資本余剰金	b					
	利益余剰金	c					
	自己株式	d					
	Ⅱその他	9					
	合　　計	10(8+9)					
負債・純資産合計		11(7+10=4)					

②資本金(a)、資本剰余金(b)、利益剰余金(c)、自己株式(d)、を記入。

株主資本(8)を(a)＋(b)＋(c)－(d)から記入。

直近期の株主資本(8)が株主変動計算書の額と一致していることを確認。

※　利益剰余金の前年からの増減額と損益計算書の当該年度の「税引後当期利益(32)」の額は通常一致。

※　利益剰余金(c)が欠損の場合は金額をマイナス（△）表示する。

⇒　まず「（２）会社全体の損益計算書」の作成。

③純資産の合計(10)を(8)＋(9)から記入。

④流動負債(5)、固定負債(6)を資金計画の借入金の増減（調達と運用の差）等を勘案し、記入。

⑤負債の合計(7)を(5)＋(6)から記入。

⑥流動資産(1)を資金計画の期末現預金(57)の前年からの増減額等を勘案し、記入。

⇒　「（３）会社全体の資金計画」の作成。

⑦固定資産(2)を固定資産の減価償却、資金計画の設備投資等を勘案し、記入。
⑧繰延資産(3)を償却など勘案し、記入。
⑨資産の合計(4)を(1)＋(2)＋(3)から記入。
⑩負債・純資産合計(11)を(7)＋(10)から記入。
⑪資産の合計(4)と負債・純資産合計(11)が一致することを確認。
※必ず一致するので、一致しない場合は計画を見直し。

（２）会社全体の損益計画（損益計算書）の作成の仕方

○単位：千円

○「紙製容器包装再生処理に関する売上高」(12)、「紙製容器包装再生処理に関する原価」(15)は協会委託分のほか、協会委託外の分を含めて記入。（紙製容器包装再生処理以外は「その他の売上高」(13)、「その他の売上高に関する原価」(16)に含める）。

○年度は（１）会社全体の資産計画（貸借対照表）と同じ。

紙製容器包装再生処理に関する売上高	12					
その他の売上高	13					
売上高	14(12+13)					
紙製容器包装再生処理に関する原価	15					
その他の売上高に関する原価	16					
売上原価	17(15+16)					
売上総利益	18(14−17)					
販売費及び一般管理費	19					
営業利益	20(18−19)					
受取利息	21					
その他営業外収益	22					
営業外収益	23(21+22)					
支払利息及び割引料	24					
その他営業外費用	25					
営業外費用	26(24+25)					
経常利益	27(20+23−26)					
特別利益	28					
特別損失	29					
税引前当期利益	30(27+28−29)					
法人税等	31					
税引後当期利益	32(30−31)					

⇒　売上高、売上原価記入にあたり、別紙「債務超過解消計画」の作成を行う。

①紙製容器包装再生処理に関する売上高(12)を記入。計画として妥当な金額を記入。

②その他の売上高(13)は、紙製容器包装再生処理に関する売上高(12)以外の妥当な金額を記入。

③売上高の合計(14)を（12)＋(13)から記入。

④紙製容器包装再生処理に関する原価(15)を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑤その他の売上高に関する原価(16)は、紙製容器包装再生処理に関する原価(15)以外の妥当な金額を記入。

⑥売上原価の合計(17)を(15)＋(16)から記入。

⑦売上総利益(18)を(14)－(17)から記入。

⑧販売費及び一般管理費(19)を記入。

⇒販売費及び一般管理費記入にあたり、別紙「債務超過解消計画」の作成を行う。

⑨受取利息(21)、その他営業外収益(22) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑩営業外収益(23)を(21)＋(22)から記入。

⑪支払利息および割引料(24)、その他営業外費用(25) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑫営業外費用(26)を(24)＋(25)から記入。

⑬経常収益(27)を(20)＋(23)－(26)から記入。

⑭特別利益(28)、特別損失(29) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑮税引前当期利益(30)を(27)＋(28)－(29)から記入。

⑯法人税等(31) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑰税引後当期利益(32)を(30)－(31)から記入。

（3）会社全体の資金計画の作成の仕方

○単位：千円

①年度の記入

年度は決算年度を記入。

直近決算期、現在経過中の決算年度（見込み)、今後３ヶ年の決算年度の５ヶ年を記入。

			平成　年度〈実績〉	平成　年度〈見込み〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉
			年　月期	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
期首現預金		33(前期の57)					
経常収支	税引後当期利益	34					
	減価償却費	35					
	資金支出入の伴わない損益	36					
経常収支		37(34+35+36)					
調達	短期借入金	38					
	長期借入金	39					
	出資	40					
	（　　）	41					
	（　　）	42					
	（　　）	43					
	その他	44					
資金調達		45(38～44の計)					
運用	建物	46					
	設備	47					
	土地	48					
	短期借入金返済	49					
	長期借入金返済	50					
	（　　）	51					
	（　　）	52					
	（　　）	53					
	その他	54					
資金運用		55(46～54の計)					
当期資金過不足		56(37+45-55)					
期末現預金		57(33+56)					

②期首現預金(33)を前期の期末現預金(57)から転記。

＜経常収支＞

③税引後当期利益(34)を損益計算書(32)から転記。

④減価償却費(35)（繰延資産の償却なども含む）を記入。

この際、債務超過解消計画の各減価償却費の合計と一致すること。

⑤資金支出入の伴わない損益(36)を記入。

例えば特別損益に計上された固定資産売却損＝資金支出なしは、経常収支の加算金額として記入。

⑥経常収支(37)を(34)＋(35)＋(36)から記入。

＜調達＞

資金の調達となるものを記入。

⑦短期借入金(38)の借入調達金額を記入。

なお、借入に伴う支払利息は損益計算書の支払利息および割引料(24)に記入。

⑧長期借入金(39)の借入調達金額を記入。

なお、借入に伴う支払利息は損益計算書の支払利息および割引料(24)に記入。

⑨出資(40)を記入。

⑩その他の資金調達を(41)～(43)のかっこ内に科目を記入の上、金額を記入。

なお、３項目で収まらない場合は主要なもの以外をまとめ、その他(44)に記入。

⑪資金調達(45)に(38)～(44)の合計を記入。

＜運用＞

資金の運用となる３項目を記入。

⑫建物(46)、設備(47)、土地(48)の取得などの資金運用を記入。

⑬短期借入金返済(49)金額を記入。

⑭長期借入金返済(50)金額を記入。

⑮その他の資金運用を(51)～(53)のかっこ内に科目を記入の上、金額を記入。

なお、３項目で収まらない場合は主要な３項目以外をまとめ、その他(54)に記入。

⑯資金運用(55)に(46)～(54)の合計を記入。

⑰当期資金過不足(56)を(37)＋(45)－(55)から記入。

⑱期末現預金(57)を(33)＋(56)から記入。

＜債務超過解消計画＞の作成の仕方

１．全体方針

債務超過を解消するための全体方針を記入。

なお、内容を具体的に記入し、数値計画や対策内容は「２．損益に関する計画」以降に記入。

２．損益に関する計画

損益計算書に係わる計画を（１）売上に関する部分、（２）経費に関する部分、（３）営業外損益・特別損益に関する部分に分けて記入。なお、計画として妥当な金額を記入のこと。

（１）売上

「紙製容器包装再生処理に関する売上高」と、「その他の売上高」に分けて計画を記入。

①売上高は「会社全体の損益計画（損益計算書）」の数値(12)(13)と一致すること。

②売上原価は「会社全体の損益計画（損益計算書）」の数値(15)(16)と一致すること。

③売上原価の内訳を「仕入」「労務費」「外注費」「減価償却費」「その他」の内容で記入。

④売上総利益を「売上高－売上原価」にて計算し、記入。

⑤売上総利益率を「売上総利益÷売上高」にて計算し、記入。

⑥①～⑤の上昇、改善があったものについては、＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。

（２）販売費および一般管理費

①販管費は「会社全体の損益計画（損益計算書）」の販売費および一般管理費の数値(19)と一致する。

②販管費の内訳を「人件費」「福利厚生費」「水道光熱費」「通信費」「消耗品費」「修繕費」「地代家賃」「支払手数料」「租税公課」「減価償却費」の内容で記入。

その他の販管費をかっこ内に科目を記入し、金額を記入。なお、５項目で収まらない場合は主要な５項目以外をまとめ、「その他経費」に記入。

③①～②の改善があったものについては、＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。

（３）営業外損益・特別損益

①損益計算書に係わる営業外損益・特別損益のものをかっこ内に科目を記入し、金額を記入。なお、３項目で収まらない場合は主要な３項目以外をまとめ、「その他」に記入。

②①の合計を「合計」に記入。

③①～②の改善があったものについては、＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。

３．資産に関する計画

①貸借対照表に係わるものをかっこ内に科目を記入し、金額を記入。なお、３項目で収まらない場合は主要な３項目以外をまとめ、「その他」に記入。

②①の合計を「合計」に記入。

③＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。なお、計画として妥当な金額を記入のこと。

資料４

平成28年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

登録申請書類の提出要領

紙製容器再生処理事業者登録申請書類は、以下の要領により提出してください。

1．提出書類の部数

原本1部とコピー1部、合計2部提出してください。

複数の工場がある場合は、工場毎に分けて提出してください。各工場に共通する本社関係の書類は、共通書類としていずれかの1工場の書類に纏めて綴じ込んでください。その上で、工場毎に提出される「提出書類チェックリスト」の工場名の欄外に『共通資料は・・・工場にファイル』と注記してください。（共通書類： チェックリスト 1～11）

2．提出時の形態

市販の、書類の着脱が容易にできるファイルに提出書類全体を綴じてください。原本とコピーでファイルを分けてください。ファイルの表紙と背表紙に再生処理事業者名と、原本とコピーの区別を表示してください（図1）。

3．書類の寸法

原則としてA4(210×297mm)を使用してください。印鑑証明書等の公文書は原紙の大きさのままとします。図面でA4では読みにくい場合はA3、A2またはA1等のA版を使用し、見やすい図面としてください。

4．書類の向き

長辺方向が縦にくるようにしてください（図2）。

5．綴じ穴の開け方

綴じ穴は縦方向の左側の真ん中に 2 穴開けてください。綴じしろ用に別の紙を貼り合わせず、書類に直に穴を開けてください。（図3）。

6．綴じる順番

（1）資料 2 の提出書類チェックリストに記載されている関係書類番号 1「登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)」から順に綴じてください。

1．登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)

例．1－1、1－2、……

7. ページ番号

各書類の右下隅に、提出書類チェックリストの書類番号をページ番号として付してください。資料作成の都合上、途中で書類を挿入する場合は、ページ番号の後ろに「－（ハイフン）」で枝番号をつけてください。

例. 1－1、1－2、……

8. 留め具等

ホッチキス（ステープラー）やクリップ等の留め具を使用しないでください。書類を透明な袋（ポケットファイル）等に入れないでください。

9. 書類の見出し

（1）書類に耳状の見出し（インデックス）をつけないでください（図3）。

（2）提出書類の目次や、書類の名称のみを記載した中表紙のようなものは作成しないでください（図4）。

10. 該当する書類がない場合

該当事項がないためにその書類を提出しない場合は、その理由を記載した書類を該当するページに入れてください。

11. 大判の折り方

ファイル折り（書類の左側に綴じ穴を開けられるように折りたたむ方法）をしてください（図5）。

12. 書類の綴じ方はJIS　Z8311を基本にしています。日本工業標準調査会のホームページから検索ページを経由して閲覧が可能です。URL：http://www.jisc.go.jp/

13. 書類が適切に作成されていなく、コピーを繰り返して文字や図が読めない書類は提出されていないものとみなしますので、十分ご注意ください。

また、両面コピーは不可としますので、十分ご注意ください。

図１　提出時の形態

図２　書類の向き

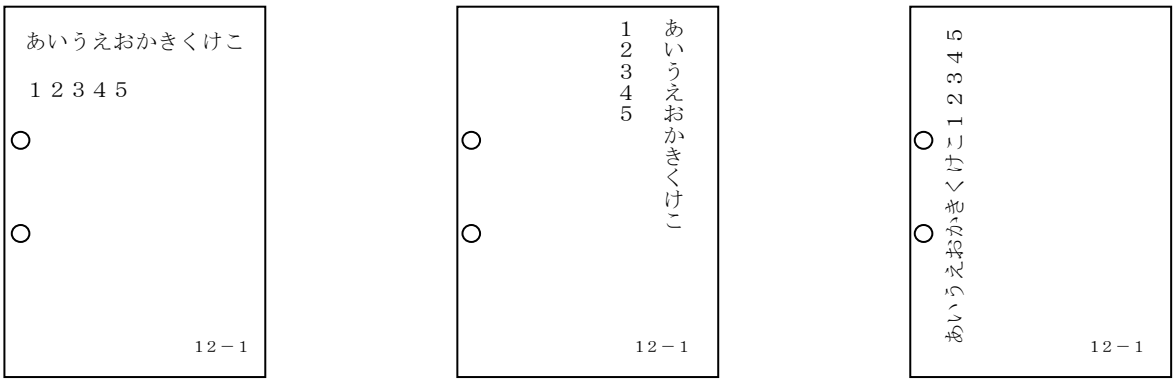

縦用紙
横書き

縦用紙
縦書き

横用紙
横書き

図３綴じ穴

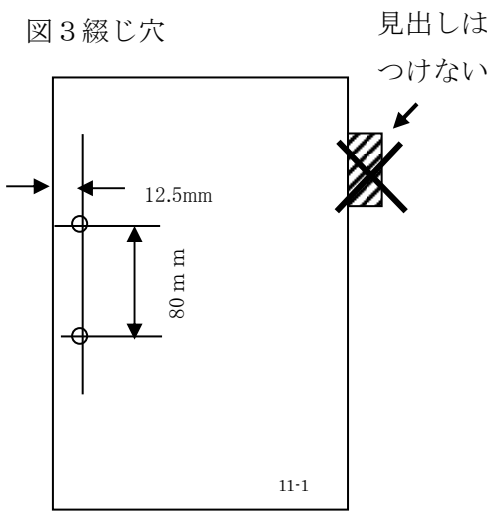

図４　目次や中表紙は入れない

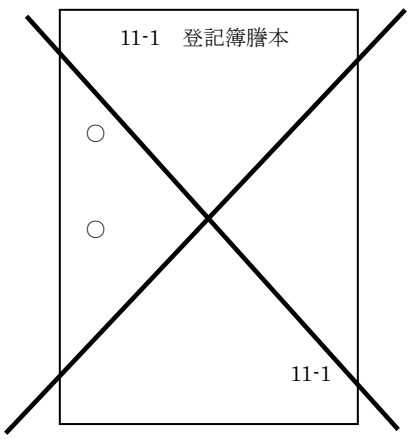

図５　大判の折り方

Ａ３

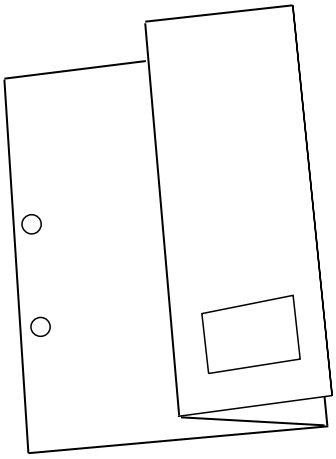

Ａ２

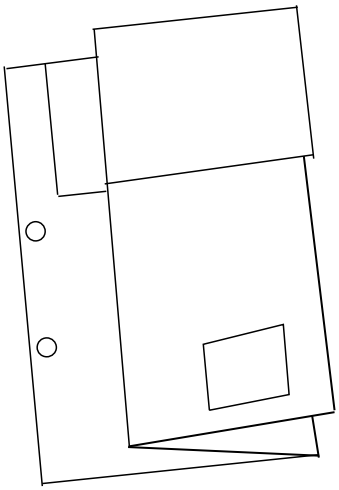

、

資料５

平成 28 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

オンラインによる登録申請に関するお願い

拝啓　時下益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より当協会の容器包装リサイクルの事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。当協会では登録申請に際して、再生処理事業者の方々にオンラインシステムであるＲＥＩＮＳに手続きをお願いしてきましたが、平成 26 年度の登録申請から、利用事業者より入手していただく「引き取り同意書」、再生処理事業者の現場の状況を報告していただく「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書②－②」につきましても、ＲＥＩＮＳへのオンライン入力をしていただくこととしました。

ＲＥＩＮＳへのオンライン入力につきましては、別紙の入力方法を参考に進めていただきますが、特に「引き取り同意書」につきましては、以下の点にご注意の上、利用事業者からの受け取り、並びに入力をお願いします。

又、「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書②－②」につきましては、従来手書きにて申請をしていただいていた内容をＲＥＩＮＳにオンライン入力していただく項目ですが、特に資格所有者につきましては３項目ともに必須項目ですので必ず入力をしてください。

敬具

記

１．「引き取り同意書」の確認事項について

オンライン入力に先立って、利用事業者の方々と事前に引き取り条件を確認の上、利用事業者との間で合意された内容を、オンラインで入力してください。

確認事項は以下の通りです。

◎３手法（選別、固形燃料化、材料リサイクル）共通事項

・利用事業者基本情報

利用事業者の社名、本社所在地、代表者名、担当部署名、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号

①選別（様式 4-1）：利用事業者の社名、工場名、所在地、責任者、担当部署、担当者、電話番号、ＦＡＸ番号、引き取り同意量、引取品の銘柄、用途別、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認

②選別（様式 4-2）：利用事業者の社名、工場名、所在地、責任者、担当部署、担当者、電話番号、

ＦＡＸ番号、引き取り同意量、引き取り時の荷姿の形態、引き取り品の銘柄、用途別、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認

③固形燃料化（様式 4）：利用事業者の社名、工場名、所在地、責任者、担当部署、担当者、電話番号、 ＦＡＸ番号、引き取り同意量、ボイラーの効率、利用施設のエネルギー利用率、引取品の銘柄、用途別、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認

④材料リサイクル（様式 4）：利用事業者の社名、購入部署又は工場名、所在地、購入部署又は工場の責任者、電話番号、ＦＡＸ番号、引き取り品名、引き取り同意量、用途例、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認、前年の総利用量販売量、商社等で最終ユーザー以外の引き取り同意書の場合の最終販売先

２．「引き取り同意書」の入手について

①ＲＥＩＮＳに入力の後、印刷した「引き取り同意書」を利用事業者へ提出の上、社印（朱印）の押印のある「引き取り同意書」を入手してください。
②「引き取り同意書」原本、及び、コピー１部を提出期限までに当協会へ提出ください。

又、様式 4-2 のケースでは直納事業者又は商社の社印（朱印）を必ず受領の上、提出期限までに当協会へ提出ください。

３．「紙製容器包装分別基準適合物の再生市処理事業者登録申込書②－②」の入力にいて

①事業責任者の業務経歴：できる限り詳細に入力をしてください。
②現場責任者の業務経歴：できる限り詳細に入力をしてください。
③再生処理事業の実施に掛かる資格所有者の項目は、現場の維持管理、安全管理の上で重要な資格です。必須項目ですので必ず入力をしてください。

以上

ご参考

資料６

平成 27 年 12 月 7 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
（改定日：平成 24 年 12 月 6 日）

平成 28 年度紙製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

Ⅰ．再商品化事業者の選定方法

１．入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の１保管施設について１再商品化事業者（ジョイントグループ）落札とする。

２．再商品化事業者の落札可能量

ジョイントグループを形成する再生処理事業者の①施設の能力、②古紙、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、③再商品化製品利用事業者の引取同意量、等により再商品化事業者の落札可能量を査定する。

各再生処理事業者の査定能力については、平成 27 年 12 月 21 日（月）に当該再生処理事業者に通知します。

３．落札事業者の決定

保管施設ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

４．入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記①②の優先順位で入札条件を比較し、落札者を決定する。

① ジョイントグループを形成する再生処理事業者の内、選別事業者、材料リサイクル事業者の再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

② 製紙原料化と古紙ボード等の製造を行う材料リサイクルの比率が最も高いこと。

５．個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記①②③の優先順位で落札保管施設を決定する。

① 入札事業者が単数の保管施設

② 落札価格の安い保管施設

③ 落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設

（ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。）

６．第５項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い

当初の一番札を除外した上で、第４項、第５項を適用する。この場合、第５項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。

７．入札事業者がなかった保管施設、重複入札等の理由で欠格札となり選定対象事業者のない保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。（ただし、入札対象量等により 上記手順が不適当と判断される場合には、この限りではない。）

８．社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の入札札は入札選定において除外する。その結果、落札事業者がない保管施設が発生した場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨通知すると共に、あらためて第７項記載の手順により当該保管施設の落札事業者を決定する。

Ⅱ．選定結果の連絡方法

選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。（代表事業者宛）

なお、保管施設ごとの落札状況については、平成 28 年 4 月に当協会のホームページにて公表します。

以上